

文京区国民健康保険料率の改定等について

1 保険料率等の改定について

(1) 趣旨

特別区では、国民健康保険条例に係る事業水準の均衡を図り、安定的な事業運営を確保するため、「特別区国民健康保険事業の調整に関する共通基準」等を定め、保険料等についても、特別区間の格差を是正するため、基準保険料率等を算定している。

この度、国から示された諸係数等及び1月に東京都が確定係数に基づき示した納付金及び標準保険料率等を踏まえ、共通基準の基準保険料率等を見直し、これに基づき令和2年度の文京区国民健康保険料の料率等を改定するものである。

(2) 改定の基本的考え方

ア 令和2年度の保険料率等については、基準保険料率等によることとした。

イ 賦課総額の考え方として、制度上保険料の対象となる経費（滞納繰越分の収納見込みを除く）を賦課総額の対象としたうえで、平成30年度は、そのうち納付金を94%として算定し、以後、6年間の激変緩和措置期間を目途にこの割合を原則1%ずつ引き上げ、法定外繰入を段階的に解消する旨を平成29年度区長会において定めている。

令和2年度は、納付金分の96%を賦課総額とするとともに、引き続き、医療費の適正化・収納率の向上・法定外繰入の解消又は縮減に向け取り組んでいく。

ウ 賦課割合については、制度改正により、各都道府県の所得水準を反映した割合を原則とすることとされた。その結果、特別区における令和2年度の賦課割合は58：42となるため、基礎分・後期支援金分については、原則どおり所得割58：均等割42（令和元年度と同割合）とする。

エ 介護納付金分の賦課割合については、段階的に58：42に移行することとし、令和2年度は、均等割を据え置く割合57：43とする。

(3) 改定内容

別紙1のとおり

(4) 参考資料

ア 令和2年度特別区国民健康保険基準料率等の設定について（別紙2）

イ 特別区国保における保険料率等の推移（別紙3）

ウ 令和2年度収入別・世帯構成別保険料試算（別紙4）

エ 確定係数により都が示す文京区の算定結果について（別紙5）

(5) 実施日

令和2年4月1日

2 国による国民健康保険制度の改正について

(1) 趣旨

令和2年度税制改正の大綱が閣議決定され、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、保険料の基礎賦課額に係る賦課限度額の見直し等を行う。

(2) 改定内容等

別紙6のとおり

3 今後のスケジュール

令和2年3月19日 厚生委員会にて報告・文京区国民健康保険条例の一部改正の議案
審査（予定）

令和2年度

特別区国保における共通基準に基づく文京区の保険料率等の対応について

区 分		文 京 区 の 数 値		〔参考〕31年度
根 拠	基礎分	特別区国保事業の調整に関する共通基準		同 左
	後期高齢者 支援金分			同 左
	介護分			同 左
賦 課 割 合	基礎分	各区において基準保険料率 から逆算した所得割と均等 割の割合	所得割 62	所得割 62
	後期高齢者 支援金分		均等割 38	均等割 38
	介護分	各区において均等割から逆 算した所得割との割合	所得割 62 均等割 38	所得割 62 均等割 38
賦課限度額	基礎分	63万円		61万円
	後期高齢者 支援金分	19万円		同左
	介護分	17万円		16万円
保 険 料 率	基礎分	所得割料率 7.14/100 均等割額 39,900円		7.25/100 同左
	後期高齢者 支援金分	所得割料率 2.29/100 均等割額 12,900円		2.24/100 12,300円
	介護分	所得割料率 1.69/100 (各区で算定する率) 均等割額 15,600円		1.41/100 同左
条 例 減 額 (減額する額)	基礎分	7割減額	27,930円	7割減額 同左
		5割減額	19,950円	5割減額 同左
		2割減額	7,980円	2割減額 同左
	後期高齢者 支援金分	7割減額	9,030円	7割減額 8,610円
		5割減額	6,450円	5割減額 6,150円
		2割減額	2,580円	2割減額 2,460円
	介護分	7割減額	10,920円	7割減額 同左
		5割減額	7,800円	5割減額 同左
		2割減額	3,120円	2割減額 同左

令和2年度特別区国民健康保険基準料率等の設定について

令和2年度特別区国民健康保険基準保険料率は、国から示された諸係数等及び1月に東京都が確定係数に基づき示した納付金及び標準保険料率等を踏まえて算定を行い、2年2月の特別区長会で報告し了承を得たところである。

1 令和2年度基準保険料率算定における基本的な考え方（2年2月特別区長会了承事項）

【法定外繰入の解消又は縮減・特別区の激変緩和措置】

賦課総額の考え方として、制度上保険料の対象となる経費（滞納繰越分の収納見込みを除く）を賦課総額の対象としたうえで、平成30年度は、そのうち納付金分を94%として算定し、以後、6年間の激変緩和措置期間を目途にこの割合を原則1%ずつ引き上げ、法定外繰入を段階的に解消する旨を平成29年度区長会において定めている。

3年度目となる令和2年度は、納付金分の96%を賦課総額とするとともに、引き続き、医療費の適正化・収納率の向上・法定外繰入の解消又は縮減に向け取り組んでいく。

（特別区の激変緩和措置額：医療分 約84億円、支援金分 約27億円、介護分 約11億円）

【賦課割合】

制度改正により、各都道府県の所得水準を反映した賦課割合を原則とすることとされた。その結果、特別区における令和2年度の賦課割合は58：42となるため、基礎分・後期支援金分については、原則どおり所得割58：均等割42（令和元年度と同割合）とする。

ただし、介護納付金分については、段階的に58：42に移行することとし、令和2年度は、均等割額を据え置く割合57：43とする。

2 保険料算定をめぐる状況

- ① 一般被保険者数は 1,961,580 人と見込む。〔前年度比 69,881 人（3.44%）の減〕
- ② 国保事業費納付金は、以下のとおり見込む。
 - 医療分 200,981,932 千円〔前年度比 6,314,694 千円（3.05%）の減〕
 - 後期高齢者支援金分 63,862,876 千円〔前年度比 392,335 千円（0.62%）の増〕
 - 介護納付金分 26,157,792 千円〔前年度比 1,283,245 千円（5.16%）の増〕
- ③ 特別区の激変緩和措置額を約 121 億円と見込む。
- ④ 賦課総額については、以下のとおりである。
 - 医療分 187,277,907 千円〔前年度比 7,009,028 千円（3.61%）の減〕
 - 後期高齢者支援金分 60,277,811 千円〔前年度比 280,688 千円（0.47%）の増〕
 - 介護納付金分 24,930,341 千円〔前年度比 1,246,871 千円（5.26%）の増〕
- ⑤ 被保険者 1 人当たりの旧ただし書所得は、前年度までの保険料算定時に採用した所得額伸び率の見込みから、0.5%増を見込んだ。

3 令和 2 年度基準保険料率（2 年 2 月特別区長会了承事項）

- ① 基礎分・後期高齢者支援金分
 - (1) 1 人当たり保険料 126,202 円〔前年度比 1,028 円（0.82%）増〕
 - (2) 所得割率 9.43%〔前年度比 0.06 ポイント減〕
 - (3) 均等割額 52,800 円〔前年度比 600 円（1.15%）増〕
 - (4) 賦課限度額 82 万円〔基礎分 63 万円（前年度比 2 万円（3.28%）増、支援金分 19 万円（前年度と同額）〕
- ② 介護納付金分
 - (1) 均等割額 15,600 円〔前年度と同額〕
 - (2) 賦課限度額 17 万円（前年度比 1 万円（6.25%）増）

特別区国保における保険料率等の推移

【基礎分&後期高齢者支援金分】

		令和2年度(案)		平成31年度		平成30年度		平成29年度		平成28年度		
賦課割合 (所得割:均等割)		58:42		58:42		58:42		58:42		58:42		
		58:42	58:42	58:42	58:42	58:42	58:42	58:42	58:42	58:42	58:42	
保 険 料 率 等	所得割率	9.43%		9.49%		9.54%		9.43%		8.88%		
	基礎分	支援金分	7.14%	2.29%	7.25%	2.24%	7.32%	2.22%	7.47%	1.96%	6.86%	2.02%
	均等割額		52,800円		52,200円		51,000円		49,500円		46,200円	
	基礎分	支援金分	39,900円	12,900円	39,900円	12,300円	39,000円	12,000円	38,400円	11,100円	35,400円	10,800円
	賦課限度額		820,000円		800,000円		770,000円		730,000円		730,000円	
	基礎分	支援金分	630,000円	190,000円	610,000円	190,000円	580,000円	190,000円	540,000円	190,000円	540,000円	190,000円
1人当たり保険料		126,202円		125,174円		121,988円		118,441円		111,189円		
基礎分	支援金分	95,473円	30,729円	95,640円	29,534円	93,287円	28,701円	92,289円	26,152円	85,164円	26,025円	
1人当たり保険料 前年度との比較	金額	1,028円		3,186円		3,547円		7,252円		4,644円		
	率	+0.82%		+2.61%		+2.99%		+6.52%		+4.36%		

【介護納付金分】

		令和2年度(案)		平成31年度		平成30年度		平成29年度		平成28年度	
賦課割合 (所得割:均等割)		57:43		54:46		53:47		50:50		50:50	
保 険 料 率 等	均等割額	15,600円		15,600円		15,600円		15,600円		14,700円	
	賦課限度額	170,000円		160,000円		160,000円		160,000円		160,000円	
1人当たり保険料		35,950円		33,550円		32,885円		30,986円		29,487円	
1人当たり保険料 前年度との比較	金額	2,400円		665円		1,899円		1,499円		110円	
	率	+7.15%		+2.02%		+6.13%		+5.08%		+0.37%	

令和2年度収入別・世帯構成別保険料試算〔モデルケースによる試算〕(最終案)

保険料率等 (旧ただし書方式)	2年度 基準保険料率(最終案)			1年度 基準保険料
	(内訳)			
	58:42	58:42	58:42	58:42
	医療+支援分	医療分	支援金分	医療+支援分
所得割率	9.43%	7.14%	2.29%	9.49%
均等割額	52,800	39,900	12,900	52,200
1人当たり保険料額	126,202	95,473	30,729	125,174
賦課限度額	820,000	630,000	190,000	800,000

特別区

※年金収入153万円及び給与収入98万円は、均等割のみ世帯の収入上限である。

①年金受給者(65歳以上)1人世帯〔世帯主(65歳)のみ〕

年 収		100万円	※153万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円	
2 年 度	1年度基準保険料[a](医療+支援)	15,660	15,660	86,363	191,703	269,995	349,711	430,376	511,041	594,553	684,708	
	保険料 (医療+支援)	所得割分	0	0	44,321	138,621	216,418	295,630	375,785	455,940	538,924	628,509
		均等割分	15,840	15,840	42,240	52,800	52,800	52,800	52,800	52,800	52,800	52,800
	保険料[b](医療+支援)	15,840	15,840	86,561	191,421	269,218	348,430	428,585	508,740	591,724	681,309	
	前年度保険料との比較 [b]-[a]	180	180	198	-282	-777	-1,281	-1,791	-2,301	-2,829	-3,399	
	対前年度比[b]/[a]	1.011	1.011	1.002	0.999	0.997	0.996	0.996	0.996	0.995	0.995	

均等割軽減 ⑦:-36,960 ⑦:-36,960 ②:-10,560

②年金受給者(65歳以上)2人世帯〔世帯主(65歳)+配偶者(65歳・収入なし)〕

年 収		100万円	※153万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円	
2 年 度	1年度基準保険料[a](医療+支援)	31,320	31,320	96,803	243,903	322,195	401,911	482,576	563,241	646,753	736,908	
	保険料 (医療+支援)	所得割分	0	0	44,321	138,621	216,418	295,630	375,785	455,940	538,924	628,509
		均等割分	31,680	31,680	52,800	105,600	105,600	105,600	105,600	105,600	105,600	105,600
	保険料[b](医療+支援)	31,680	31,680	97,121	244,221	322,018	401,230	481,385	561,540	644,524	734,109	
	前年度保険料との比較 [b]-[a]	360	360	318	318	-177	-681	-1,191	-1,701	-2,229	-2,799	
	対前年度比[b]/[a]	1.011	1.011	1.003	1.001	0.999	0.998	0.998	0.997	0.997	0.996	

均等割軽減 ⑦:-73,920 ⑦:-73,920 ⑤:-52,800

③給与所得者(65歳未満)1人世帯〔世帯主(35歳)のみ〕

年 収		※98万円	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円	
2 年 度	1年度基準保険料[a](医療+支援)	15,660	27,998	136,661	203,091	273,317	349,237	425,157	504,873	590,283	675,693	
	保険料 (医療+支援)	所得割分	0	1,886	83,927	149,937	219,719	295,159	370,599	449,811	534,681	619,551
		均等割分	15,840	26,400	52,800	52,800	52,800	52,800	52,800	52,800	52,800	52,800
	保険料[b](医療+支援)	15,840	28,286	136,727	202,737	272,519	347,959	423,399	502,611	587,481	672,351	
	前年度保険料との比較 [b]-[a]	180	288	66	-354	-798	-1,278	-1,758	-2,262	-2,802	-3,342	
	対前年度比[b]/[a]	1.011	1.010	1.000	0.998	0.997	0.996	0.996	0.996	0.995	0.995	

均等割軽減 ⑦:-36,960 ⑤:-26,400

④給与所得者(65歳未満)2人世帯〔世帯主(35歳)+配偶者(35歳・収入なし)〕

年 収		※98万円	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円	
2 年 度	1年度基準保険料[a](医療+支援)	31,320	54,098	167,981	255,291	325,517	401,437	477,357	557,073	642,483	727,893	
	保険料 (医療+支援)	所得割分	0	1,886	83,927	149,937	219,719	295,159	370,599	449,811	534,681	619,551
		均等割分	31,680	52,800	84,480	105,600	105,600	105,600	105,600	105,600	105,600	105,600
	保険料[b](医療+支援)	31,680	54,686	168,407	255,537	325,319	400,759	476,199	555,411	640,281	725,151	
	前年度保険料との比較 [b]-[a]	360	588	426	246	-198	-678	-1,158	-1,662	-2,202	-2,742	
	対前年度比[b]/[a]	1.011	1.011	1.003	1.001	0.999	0.998	0.998	0.997	0.997	0.996	

均等割軽減 ⑦:-73,920 ⑤:-52,800 ②:-21,120

⑤給与所得者(65歳未満)3人世帯〔世帯主(35歳)+配偶者(35歳・収入なし)+子(10歳・収入なし)〕

年 収		※98万円	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円	
2 年 度	1年度基準保険料[a](医療+支援)	46,980	80,198	209,741	307,491	377,717	453,637	529,557	609,273	694,683	780,093	
	保険料 (医療+支援)	所得割分	0	1,886	83,927	149,937	219,719	295,159	370,599	449,811	534,681	619,551
		均等割分	47,520	79,200	126,720	158,400	158,400	158,400	158,400	158,400	158,400	158,400
	保険料[b](医療+支援)	47,520	81,086	210,647	308,337	378,119	453,559	528,999	608,211	693,081	777,951	
	前年度保険料との比較 [b]-[a]	540	888	906	846	402	-78	-558	-1,062	-1,602	-2,142	
	対前年度比[b]/[a]	1.011	1.011	1.004	1.003	1.001	1.000	0.999	0.998	0.998	0.997	

均等割軽減 ⑦:-110,880 ⑤:-79,200 ②:-31,680

確定係数により都が示す文京区の算定結果について

1 納付金額の比較

単位：円

		医療分	後期支援金分	介護納付金分	合計
		一般被保険者分	一般被保険者分		
平成31年度確定係数		4,783,623,893 (111,759)	1,540,820,121 (35,998)	582,368,057 (39,706)	6,906,812,071 (187,463)
令和2年度確定係数		4,720,104,118 (112,074)	1,568,256,434 (37,237)	613,855,073 (42,514)	6,902,215,625 (191,825)
前年度との差	金額	△ 63,519,775 (315)	27,436,313 (1,239)	31,487,016 (2,808)	△ 4,596,446 (4,362)
	率	△ 1.33% (0.28%)	1.78% (3.44%)	5.41% (7.07%)	△ 0.07% (2.33%)

※()内は、1人当たりの数値

2 一人当たり保険料額(激変緩和措置後)の比較

単位：円

		医療分	後期支援金分	介護納付金分	合計
		一般被保険者分	一般被保険者分		
平成31年度確定係数		99,863	32,121	35,159	167,143
令和2年度確定係数		100,468	33,539	38,326	172,333
前年度との差	金額	605	1,418	3,167	5,190
	率	0.61%	4.41%	9.01%	3.11%

※上記数値は、法定外一般会計繰入を行わないものと仮定して算定した数値であり、実際の保険料とは異なる

3 標準保険料率の比較

	医療分		後期支援金分		介護納付金分	
	所得割(%)	均等割(円)	所得割(%)	均等割(円)	所得割(%)	均等割(円)
平成31年度確定係数	7.42	42,915	2.40	13,731	2.06	15,328
令和2年度確定係数	7.45	43,459	2.53	14,489	2.26	16,597
前年度との差	0.03	544	0.13	758	0.2	1,269
		1.27%		5.52%		8.28%

※上記数値は、都内統一の算定基準による区市町村ごとの保険料の標準的な水準を示したものであり、実際の保険料率とは異なる

国による国民健康保険制度の改正について

令和 2 年度税制改正の大綱が閣議決定され、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が令和 2 年 4 月 1 日に施行される（令和 2 年 1 月 29 日公布）。

そのため、改正政令の内容に合わせて、条例改正等の手続きを行う。

1 改正内容

(1) 国民健康保険料の基礎賦課額等に係る賦課限度額の見直し

- ① 基礎賦課額に係る賦課限度額を 63 万円（現行：61 万円）に引き上げる。
- ② 介護納付金賦課額に係る賦課限度額を 17 万円（現行：16 万円）に引き上げる。

(2) 国民健康保険料の減額の対象となる所得の基準についての見直し

- ① 5 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乘すべき金額を 28.5 万円（現行：28 万円）に引き上げる。
- ② 2 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乘すべき金額を 52 万円（現行：51 万円）に引き上げる。

(3) 高額療養費制度等における非自発的失業者の所得判定基準についての見直し

高額療養費制度及び高額介護合算療養費制度において、自己負担限度額が低く設定される低所得世帯の判定基準のうち、倒産、雇止め等により非自発的な離職をした特例対象被保険者等の属する世帯を対象に設定している判定基準の特例について、(2)②に準じて行う。

国民健康保険税の課税限度額の見直し及び低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定所得の見直し

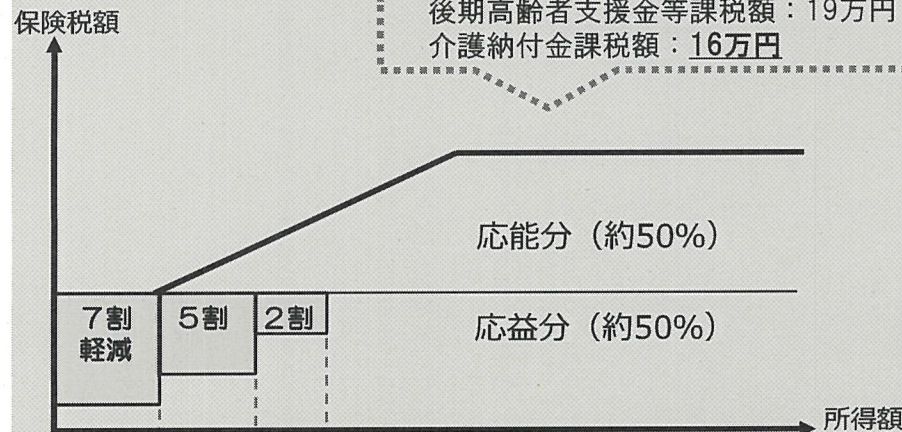
(国民健康保険税)

1. 大綱の概要

- I 国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を63万円（現行：61万円）に、介護納付金課税額に係る課税限度額を17万円（現行：16万円）に引き上げる。
- II 国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準について、次のとおりとする。
- ① 5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を28.5万円（現行：28万円）に引き上げる。
 - ② 2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を52万円（現行：51万円）に引き上げる。

2. 制度の内容

現行

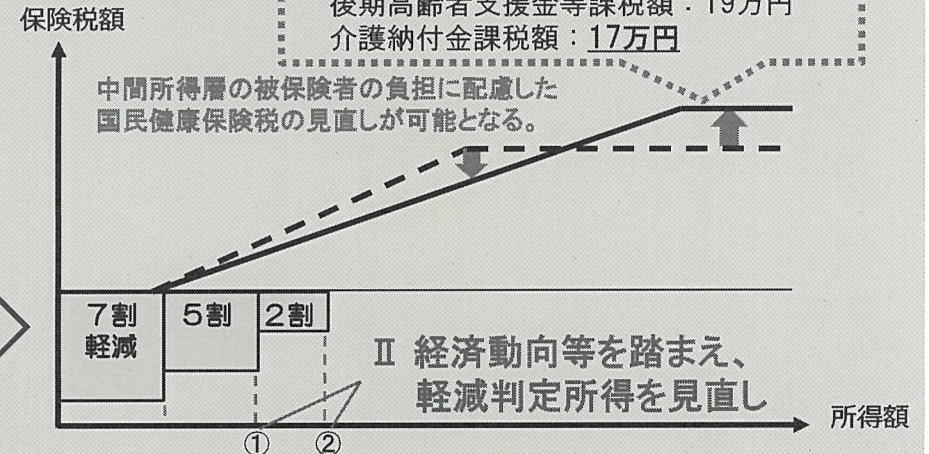


【現行】課税限度額
 基礎課税額：61万円
 後期高齢者支援金等課税額：19万円
 介護納付金課税額：16万円

【現行】軽減判定所得

- 7割軽減基準額＝基礎控除額(33万円)
- 5割軽減基準額＝基礎控除額(33万円)＋28万円×(被保険者数＊)
- 2割軽減基準額＝基礎控除額(33万円)＋51万円×(被保険者数＊)

改正後



I 課税限度額の見直し

【改正後】課税限度額
 基礎課税額：63万円
 後期高齢者支援金等課税額：19万円
 介護納付金課税額：17万円

II 経済動向等を踏まえ、軽減判定所得を見直し

【改正後】軽減判定所得

- 7割軽減基準額＝基礎控除額(33万円)
- 5割軽減基準額＝基礎控除額(33万円)＋28.5万円×(被保険者数＊)
- 2割軽減基準額＝基礎控除額(33万円)＋52万円×(被保険者数＊)

*被保険者数には、同じ世帯の中で国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行した者を含む。